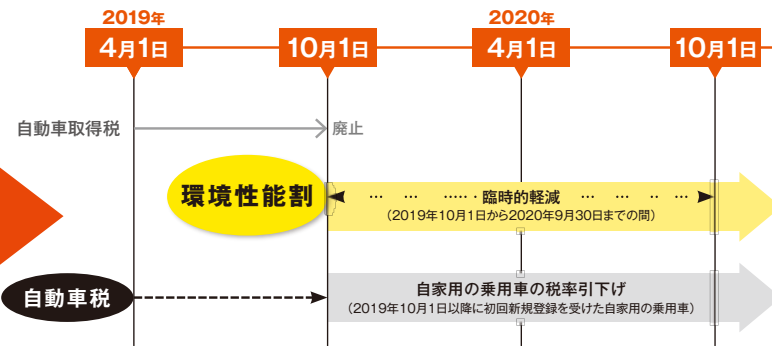


自動車の税は、このように変わります



これならひとめでわかりやすいな!



新しくなる自動車税のスケジュールじゃ!

そのほかにも!



4 特例措置が見直されます

2019年 4月から 9月まで

自動車取得税のエコカー減税の見直し

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

※2019年10月1日から自動車取得税が廃止されます。
※上記以外に、自動車重量税のエコカー減税について見直しがあります。

2021年 4月以降

グリーン化特例(軽課)の見直し

消費税率引上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。



●詳しくは、お住まいの都道府県の自動車税担当にお問い合わせください。●このリーフレットの内容は、2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。

2019年10月1日、

自動車の税が大きく変わります

新しくなったクルマの税をわかりやすく解説しよう!



自動車税(種別割)の税率が引き下げられます



自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます



環境性能割が臨時的に軽減されます

